

一般競争入札参加者の心得

高知県商工労働部商工政策課

(目的)

第1条 令和8年度高知県高度外国人材雇用促進事業委託業務の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

(入札の基本的事項)

第2条 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

2 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

3 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書にあっては、再作成しなければならない。

4 到達した入札書は、取替え又は訂正をすることができない。

5 次の場合には、入札は行わない。

(1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき。

(2) 入札参加者が1者もいなくなったとき。

(公正な入札の確保)

第3条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札取りやめ等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えるものとする。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。

3 入札を辞退した者はこれを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(開札)

第6条 開札は公告に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札書。
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書。
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書。
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書。
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札書。

(失格の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札。
- (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（規則第10条の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札。
- (3) 明らかに談合によると認められる入札。

(落札者の決定方法)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第10条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第11条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

(契約保証金)

第 12 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第 13 条 入札者は、入札後この心得その他あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、意義を申し立てることはできない。

(入札結果の通知)

第 14 条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて公表する。